

平成20年度の寒河江市普通会計行政コスト計算書（PL）について

行政コスト計算書は、企業会計における損益計算書に対応するものといえますが、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対して、行政コスト計算書は一会計期間の経常的な行政活動に伴う費用と上述の収益を対比して「純経常費用（純経常行政コスト）」を算出する点で大きく異なります。これは、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないこと、新地方公会計モデルでは、税収を行政コスト計算書ではなく、純資産変動計算書に計上することと関係します。これは、損益計算書の収益として計上される売上高は企業が提供する財貨やサービスの直接の対価であるのに対して、税収は対価性なく住民から徴収される財源であり、行政コスト計算書が対象とする経常的な行政活動のほか、インフラ資産などの資産形成等にも用いられることを予定した財源であることによります。改訂モデルでは「目的別行政コスト計算書」が作成されますが、これにより、経常行政コストと経常収益を、生活インフラ・国土保全、教育、福祉といった行政目的別に把握することができます。

1 経常行政コスト・経常収益・純経常費用について

平成20年度の寒河江市の経常行政コストは120億4,275万6千円で、主なものは人件費23億1,903万6千円（構成比19.3%）、物件費12億5,597万3千円（構成比10.4%）、減価償却費16億4,861万9千円（構成比13.7%）、社会保障給付13億1,094万9千円（構成比10.9%）、補助金等24億399万5千円（構成比20.0%）、他会計等への支出額20億8,834万9千円（構成比17.3%）です。

経常収益は3億381万9千円で、うち使用料・手数料が2億5,538万3千円、分担金・負担金・寄附金が4,843万6千円です。

これらの差引である純経常費用は117億3,893万7千円で、税収等で賄うべき行政コストとなります。

2 分析

市民1人あたりの経常行政コスト 約27万9千円

市民1人あたりの純経常行政コスト 約27万2千円

市民1人あたりの人件費コスト 約5万4千円